

愛媛労雇均発0627第3号  
平成28年6月27日

各 位

愛媛労働局長  
(公印省略)

### 夏季における年次有給休暇の取得促進について

労働行政の運営については、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

全国の年次有給休暇の取得率は平成26年で47.6%となっており、経年的にみても5割を下回る水準で推移し、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は8.2%（平成27年）と依然として1割弱となっており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のためには、より一層積極的な施策の展開が求められています。

また、「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）では、働き過ぎ防止のための取組を強力に推進することや各企業における有給休暇取得による連休の実現の促進（「プラスワン休暇キャンペーン」）の取組を進めることが盛り込まれ、さらに「経済財政運営と改革の基本方針」改訂2016（平成28年6月2日閣議決定）でも、年次有給休暇の取得促進等を推進することが盛り込まれたところです。

このため、厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい夏季における連続休暇の取得に向けての社会的気運の醸成を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、全国主要駅へのポスター掲示等労使に対する働きかけを行うこととしております。

つきましては、この趣旨を御理解の上、お送りするポスターの掲示、リーフレットの配布をしていただくとともに、広報誌やホームページ等への掲載などにより、夏季における連続休暇の取得促進に御協力いただきますようお願い申し上げます。